取下書を提出される方へ

取下書を提出する際に必要なものは、下記のとおりです。

なお、債務名義等の還付申請は、取下書と同時に提出してください。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書 類 | 通　　　　数 | 封筒（郵便切手） |
|  | ３通（債務者・第三債 | 債務者・第三債務者のあて名を |
| 取 下 書 | 務者複数の場合は、そ | 記載した封筒（各８４ 円の郵便 |
|  | れらの合計数＋１通） | 切手を貼付したもの） |
| 債務名義等還付申請書 | １通 | 債権者のあて名を記載した封筒 |
| （受書付き） |  | （４９０円（簡易書留料金）の  郵便切手を貼付したもの） |

※ 追加して提出をお願いする書類等がある場合には、上記書類等が到着した後に

連絡を差し上げます。

取　下　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年（　）第　　　　号

　東京地方裁判所民事第２１部　御中

　　　令和　　年　　月　　日

申立債権者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　債　権　者

　　　　　　　債　務　者

　　　　　　　第三債務者

　上記当事者間の債権差押命令申立ては、これを取り下げます。

　　ただし、以下の部分を除く（□に**レ**したものに限る。）。

　　□①　既に取り立てた分

□②　既に配当を受けた分

□③　取下書が受理されるまでに事情届（供託書）が提出された分

注意Ⅰ　差押えがされた債権について、①第三債務者から取り立てた分、②裁判所から配当を受けた分、③未配当であるが供託した旨の事情届が提出された分があり、これらの部分を除いて取り下げるときは、上記の□にチェックを入れてください。特にについて、配当を受ける意思があっても、□にチェックをしないと配当金の受領を全て放棄した扱いになりますのでご注意ください。①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば、取立権が生ずる前の第三債務者からの入金、債務者からの任意弁済、差押債権がなかった場合、申立ての全部を取り下げる場合等）。

　　Ⅱ　取下書に押印する印は、申立ての際に使用したものを使ってください。あるいは、印鑑証明書を添付した実印でお願いします。

【記載例１】

取　下　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年（ル）第○○○○号

　東京地方裁判所民事第２１部　御中

　　　令和○○年○○月○○日

申立債権者　　○　○　○　○　　　　　印

　　　　　　　債　権　者　○○○○

　　　　　　　債　務　者　○○○○

　　　　　　　第三債務者　○○○○

　上記当事者間の債権差押命令申立ては、これを取り下げます。

　　ただし、以下の部分を除く（□に**レ**したものに限る。）。

　　□①　既に取り立てた分

□②　既に配当を受けた分

□③　取下書が受理されるまでに事情届（供託書）が提出された分

注意Ⅰ　差押えがされた債権について、①第三債務者から取り立てた分、②裁判所から配当を受けた分、③未配当であるが供託した旨の事情届が提出された分があり、これらの部分を除いて取り下げるときは、上記の□にチェックを入れてください。特にについて、配当を受ける意思があっても、□にチェックをしないと配当金の受領を全て放棄した扱いになりますのでご注意ください。①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば、取立権が生ずる前の第三債務者からの入金、債務者からの任意弁済、差押債権がなかった場合、申立ての全部を取り下げる場合等）。

　　Ⅱ　取下書に押印する印は、申立ての際に使用したものを使ってください。あるいは、印鑑証明書を添付した実印でお願いします。

【記載例２ 第三債務者が複数ある場合、預金の差押えをした場合】

令和○○年（ル）第○○○○号

取 下 書

東京地方裁判所民事第２１部 御中

令和○○年○○月○○日

　　　　　　　申立債権者 ○○○○株式会社

## 代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

|  |  |
| --- | --- |
| 債権者 | ○○○○株式会社 |
| 債務者 | ○ ○ ○ ○ |

第三債務者 　　株式会社○○銀行（○○支店）

第三債務者 　　株式会社ゆうちょ銀行（○○貯金事務センター）

第三債務者 　　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

（株式会社ゆうちょ銀行○○貯金事務センター扱い）

第三債務者 　　株式会社○○○○

上記当事者間の債権差押命令申立ては、これを取り下げます。

ただし、以下の部分を除く（□に**レ**したものに限る。）。

□①　既に取り立てた分

□②　既に配当を受けた分

□③　取下書が受理されるまでに事情届（供託書）が提出された分

注意Ⅰ　差押えがされた債権について、①第三債務者から取り立てた分、②裁判所から配当を受けた分、③未配当であるが供託した旨の事情届が提出された分があり、これらの部分を除いて取り下げるときは、上記の□にチェックを入れてください。特にについて、配当を受ける意思があっても、□にチェックをしないと配当金の受領を全て放棄した扱いになりますのでご注意ください。①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば、取立権が生ずる前の第三債務者からの入金、債務者からの任意弁済、差押債権がなかった場合、申立ての全部を取り下げる場合等）。

　　Ⅱ　取下書に押印する印は、申立ての際に使用したものを使ってください。あるいは、印鑑証明書を添付した実印でお願いします。